

社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士資格更新実施内規

(平成4年3月27日制定)  
 (平成7年4月14日改正)  
 (平成10年7月1日改正)  
 (平成11年4月23日改正)  
 (平成13年4月27日改正)  
 (平成14年6月3日改正)  
 (平成15年7月25日改正)  
 (平成19年8月10日改正)  
 (平成19年9月21日改正)  
 (平成21年10月2日改正)  
 (平成23年1月7日改正)

- 1 社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という)は、社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士(以下「超音波検査士」という)の資格保持のため、次により認定更新を実施する。
- 2 超音波検査士資格の有効期間は5年間とし、更新手続は5年ごとに行う。ただし、複数領域の資格を取得している者は、更新手続きは最初に資格認定を受けた年から5年ごとに行うものとする。
- 3 資格更新を行おうとする者は、申請時まで継続して、本会または日本超音波検査学会の会員でなければならない。
- 4 資格更新の審査は、本会超音波検査士制度委員会(以下「本委員会」という)が行う。
- 5 理事長は、本委員会が審査を行い適格と判定した者に、理事会の承認を得て認定証を交付する。
- 6 資格更新には、超音波検査士の認定または前回の資格更新を受けてから5年間に、次に定める単位を25単位以上取得していることを要する。

研修・業績単位表：

(1) 学術集会

	出席(注1, 4)	発表(注2, 3, 4, 5)
日本超音波医学会学術集会	15 (単位)	10 (単位)
同上特別企画(シンポジスト・パネリスト)		5 <sup>注5・6</sup>
日本超音波医学会地方会学術集会	5	5
日本超音波医学会研究会	5	5
日本超音波医学会超音波診断講習会	5	5 <sup>注5</sup>
日本超音波医学会地方会講習会	5	5 <sup>注5</sup>
日本超音波医学会学術集会教育セッション	5	
世界超音波医学学術連合大会(WFUMB)	10	10
アジア超音波医学学術連合大会(AFSUMB)	10	10
ヨーロッパ超音波医学学術連合大会(EFSUMB)	10	10
その他のWFUMB加盟学会	10	10
日本超音波検査学会研究発表会	5	5
世界超音波検査士連合会	5	5
指定超音波医学関連学会・研究会	5	5

(2) 超音波医学に関連する論文

「超音波医学」および「Ultrasound in Medicine and Biology」  
 に掲載された論文または症例報告 20 (単位)

(3) DVD超音波研修

日本超音波医学会超音波診断講習会(注7) 2

- 注1 出席については、出席したことを証明する書類を添付する。
- 2 発表の単位は、出席の単位に加算される。  
ただし、共著者は論文についてのみ5単位を認める。
- 3 発表及び論文については、それらを確認できる別刷またはコピーなどを添える。
- 4 指定超音波医学関連学会・研究会については、会誌に公示する。
- 5 日本超音波医学会超音波診断講習会、及び地方会講習会発表の5単位は、講習会講師の場合を示す。
- 6 特別企画の5単位は、筆頭者のみとする。
- 7 DVD購入日から3年以内に巻末に収録している試験問題に解答し、教育委員会が一定の基準に達していると判定した者のみとする。
- 7 超音波検査士の資格更新を受けようとする者は、会誌に公示する期間中に下記の書類を提出し、資格更新審査・認定料を納付しなければならない。
- 一 資格更新申請書
- 二 研修・業績単位表およびそれを証明する別刷ないしコピー
- 8 資格更新にあたっては、領域ごとに資格更新を申請するのではなく、最初に資格認定を受けた年から5年ごとに更新を行うものとする。複数領域の資格を取得した者は、まだ更新時期に至らない他の領域の資格もあわせて更新する。
- 9 資格更新期限内に取得単位数が規定の点数に達しないことが見込まれる者は、公示する期間中に下記の手続きにより、1年間を限度として更新猶予期間が与えられる。この場合、更新猶予期間内に不足単位を取得したのち、更新申請が行えるものとする。ただし、取得しているすべての領域を猶予することになる。
- 一 更新猶予申請書の提出
- 二 更新猶予手数料の納付
- なお、更新猶予期間中も超音波検査士を呼称することができる。更新猶予期間は更新後の認定期間の1年目として扱われる。この1年間の取得単位のうち前回分の不足単位を充足するために用いられた点数は、次の更新手続きには加算できない。ただし、余剰の点数は、次の更新単位に加算できるものとする。更新猶予期間終了時に必要な手続きは、前掲6および7項に準ずるものとする。
- 10 特別な事情(海外留学、長期の病気療養など)の場合には、証明書を添付して更新保留申請をすることができる。保留期間は年単位(留学または療養などの期間の端数は切り捨て)とし、資格更新にはその年数を除き、復帰後と保留期間以前との合計で5年間となる年に通常の更新の手続きを行うものとする。なお、更新保留期間中は超音波検査士を呼称することができない。
- 11 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成4年3月27日から施行する。
- 2 平成3年4月1日より平成4年3月26日までの研修・業績については、本内規に定めるものと同等の単位を取得したものとする。
- 3 日本超音波検査学会は、平成7年4月1日付で日本超音波検査研究会から名称変更された。
- 4 この内規は、平成10年3月6日から施行し、平成10年7月1日から適用する。
- 5 この内規の改正は、平成13年4月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 6 この内規の改正は、平成14年6月3日から施行する。
- 7 この内規の改正は、平成15年7月25日から施行する。
- 8 この内規の改正は、平成19年8月10日から施行する。
- 9 この内規の改正は、平成19年9月21日から施行する。
- 10 この内規の改正は、平成21年10月2日から施行する。
- 11 この内規の改正は、平成23年1月7日から施行する。